

広島県道路交通法施行細則(抜粋)

運転者の遵守事項(第10条)

- 1 運転者以外の者を乗車させる装置のある大型自動二輪車又は普通自動二輪車に他人を乗せる場合には、当該乗車装置にまたがって乗車させて運転すること。
- 2 積雪又は凍結している道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、駆動輪にタイヤチェーンを取り付け、又は全車輪にスタッドレスタイヤ若しくはスノータイヤ(接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を装着する等路面の状況に応じ効果的な滑り止めの措置を講ずること。
- 3 警音器を備えない自転車を運転しないこと。
- 4 交通のひんぱんな道路において、傘を差す、物を持つなど安定を失うおそれのある方法で自転車を運転しないこと。
- 5 ぎよ車台の設備のない牛馬車に乗車して運転しないこと。
- 6 サングル、げたその他運転に支障を及ぼすおそれのある履物を履いて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。
- 7 普通自動二輪車(原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。)又は原動機付自転車(以下この号において「原動機付自転車等」という。)を運転するときは、市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- 8 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、普通自動車(原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- 9 運転者以外の者を乗車させる装置のある大型自動二輪車又は普通自動二輪車の当該乗車装置に、鉄パイプ、木刀、バットその他これらに類する物を正当な理由なく携帯した者を乗車させて運転しないこと。

主な自転車の罰則

酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
信号無視	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
一時停止違反	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
横断歩行者等妨害	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
夜間の無灯火	5万円以下の罰金
傘差し運転等	5万円以下の罰金
並進	2万円以下の罰金又は科料
二人乗り運転	2万円以下の罰金又は科料

自転車のルールとマナーを守りましょう。